



安全第一

ゼロ災害宣言

【取組期間】

平成30年4月 ～ 平成31年3月

【強化する取組】

- ① 不安全行動の絶無 (一人作業はしない、させない)
- ② 危険予知活動の充実 (5S活動の全員実行)
- ③ 指差呼称の完全実施 (普段の生活から実施)

上記の期間、わが社は、ゼロ災害を達成するため、上記の取組を強化します。

平成30年4月1日

会社名

春柳工本株式会社

代表者署名

秋山明仁

(社長の自署)

このゼロ災害宣言は、全ての労働者が一体となって行動するために、事業場及び現場の見やすい場所に必ず掲示してください。

なお、この取組の広がり把握のため、宣言後、建災防山梨県支部あて送付していただくようお願いします (Fax 055-228-8882)。